

国立研究開発法人の目標の策定及び評価に関する指針の作成について
(ポイント)

平成 26 年 5 月 21 日
評価専門調査会
研究開発法人部会

■ 国立研究開発法人の位置づけ

- 科学技術・イノベーション政策や国家戦略に基づき、我が国全体の俯瞰的な視点や各法人に期待される役割等を踏まえて目標設定や評価を行い、期待される研究開発成果の最大化を図るもの

■ 目標設定および評価の目的

- 国立研究開発法人の目標の設定及び評価の第一目的は、研究開発成果の最大化とする

■ 研究開発の特性の考慮

- 研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）を踏まえて、適切な目標設定及び評価を行う

■ 目標設定のあり方

- 目標設定時に、主務大臣は、国家戦略等を踏まえ、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、国際水準の観点も踏まえた専門的かつ客観的な外部有識者等の意見を聴取しつつ、しっかりと練り上げた目標を設定する

- 課題の解決など、アウトカムへの貢献、目指すべき方向性を中心とした目標を策定する

■ 評価のあり方

- 法人の長等に裁量を与え、マネジメントに対して全体最適化の観点からの評価を大括りの単位で行う。

- 法人の長の評価においては、成果・効果を中心に据える

- 研究開発成果に対し、達成度評価に限らず研究開発の特性を踏まえた評価（国際水準の観点も踏まえた専門的な評価、将来性の評価等）を適切に実施する
- 評価疲れの問題も考慮し、国の研究開発評価システムに基づく評価が実施されることを踏まえ、研究開発法人に関わる実効的かつ合理的な全体の評価システムを構築する
- 研究開発法人毎に、あるいは一法人の中での部門毎に実施している研究開発の性格が異なるため、一律ではなくいくつかのパターンに分けてそれぞれの性格に合った目標設定や評価の仕方を定める
- 全ての事項を評価の対象とするのではなく、戦略的な計画を前提とした戦略的な評価を行う
- 研究開発成果の最大化に向けた研究課題の設定や取組内容の改善等に適切に反映させるため、取組の将来性や改善点等が明確な評価結果とする。